

防犯カメラの設置・運用要領 (東地区児童館)

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、軽井沢町が施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることとする。

2 設置目的

防犯カメラは、施設における犯罪抑制や事故防止のために設置することとする。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、東地区児童館に5台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載することとする。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、こども教育課長とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くこととする。

(4) 操作取扱者は、東地区児童館長とする。

5 画像又は音声記録の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、東地区児童館事務室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理することとする。

(2) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(3) 保存期間

保存期間は、20日間とする。

(4) 画像又は音声記録の不必要な複製等の禁止

記録された画像又は音声記録の不必要な複製や加工を行わないこととする。

(5) 画像又は音声記録の消去

保存期間を経過した画像又は音声記録は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録することとする。

6 画像又は音声記録の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像又は音声記録は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 町民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合

ただし、画像又は音声記録を提供する場合は、上記アに基づく文書によることとする。

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像又は音声記録の内容等を記録しておく。

7 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

付 則

この運用要領は、令和8年3月24日から施行する。

